

## 個人情報保護委員会（第177回）議事概要

- 1 日時：令和3年6月30日（水）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員  
加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員  
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、  
赤阪参事官、濱口参事官、片岡参事官、松本研究官
- 4 議事の概要
  - (1) 議題1：第55回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム  
結果報告について  
中湊専門委員から、資料に基づき報告を行った。  
大島委員から「自分がかつて参加した現地開催の同フォーラムと変わらず、アジア太平洋地域のデータ保護機関などと大変活発で有益な情報交換が行われており、また、回を重ねるごとに議論が深まっていると感じた。中湊専門委員より、個人情報保護に関する重要課題に取り組む委員会の活動状況を、フォーラム参加メンバーに効果的に発信いただいたことで、委員会の活動に対する国際的な理解がより一層深まったのではないかと考える。今後も引き続き、委員会として国際的な議論や活動に積極的に貢献していきたい」旨の発言があった。
  - (2) 議題2：PIAの取組の促進に対する意見について  
事務局から、資料に基づき説明を行った。  
浅井委員から「PIAの意義やその効果・手法などがまだ浸透していない中、委員会からこの資料を公表する意義は非常に大きい。事業者等には今回の資料を参考に、積極的にPIAに取り組み、新事業の企画・設計の段階から個人の権利利益の適切な保護について検討してほしいと考えている。委員会としても今回の資料を活用しながら、様々な機会を捉えて啓発に努めていきたいと思う」旨の発言があった。  
加藤委員から「事例等の収集について、事業者等の自主的な取組を促す観点から、今回示したPIAの意義や手順等を参照しつつ、事業者等が取り組むPIAの事例を収集し、これを踏まえながら事業者等の目線に立って実際に役に立つ情報提供となるように工夫を重ねていくことが重要ではないかと考える」旨の発言があった。  
丹野委員長から「今回、PIAの取組について、経営層も含め事業者等にとって理解を深める一助となる資料を提供することができたと思う。P

IAの取組は消費者にとっても事業者等に対する信頼が高まることになるため、事業者等における取組を期待するとともに、委員会としても引き続きPIAを含む自主的な取組を促進していきたいと考える」旨の発言があった。

原案のとおり決定され、公表することとなった。

- (3) 議題3：情報連携の対象となる独自利用事務の事例の追加等について  
事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「番号法における情報連携は、行政手続に従来必要とされた添付書類の省略等を通じて、国民の利便性と行政事務の効率性の向上を同時に達成するマイナンバーの利活用の仕組みで、政府の喫緊の課題である行政のデジタル化の推進において、その効果を十分に発揮することが求められている。

地方自治体の独自利用事務については、番号法等の規定により、委員会規則の要件を満たす場合に地方公共団体が委員会に届け出ることによって、情報連携を行うことができる。

委員会は昨年12月、国民の利便性や地方公共団体の事務の効率性の向上の観点から、独自利用事務の情報連携がより一層活用されることを狙いとして、一定の場合に準ずる法定事務以外の法定事務において照会可能な特定個人情報を追加できるよう規則改正を行い、その周知に努めてきた。

その結果、今般、地方公共団体からの要望を受け、独自利用事務で情報連携することが可能な特定個人情報の範囲拡大につながった。

先月デジタル改革関連法が成立し、地方行政のデジタル化の加速化が急務になっている。今後も引き続き、この制度を十分に周知し、また、地方公共団体からの要望にも迅速かつ適切に対応することで、独自利用事務の情報連携が一層活用されていくことを期待する」旨の発言があった。

原案のとおり決定され、公表することとなった。

- (4) 議題4：監視監督について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

※内容については非公表。

以上